

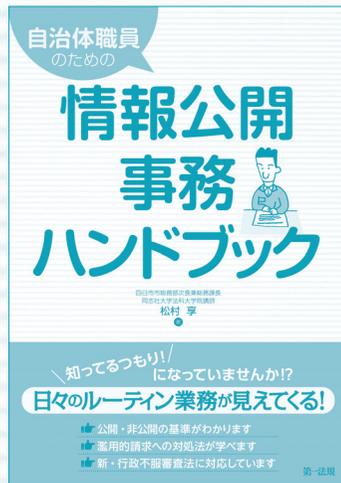
- 情報公開請求件数の増加に伴う自治体職員の事務をフォロー!
- 制度の法的知識をはじめ、具体的事例をふまえた実務解説書!

自治体職員
のための

情報公開 事務 ハンドブック

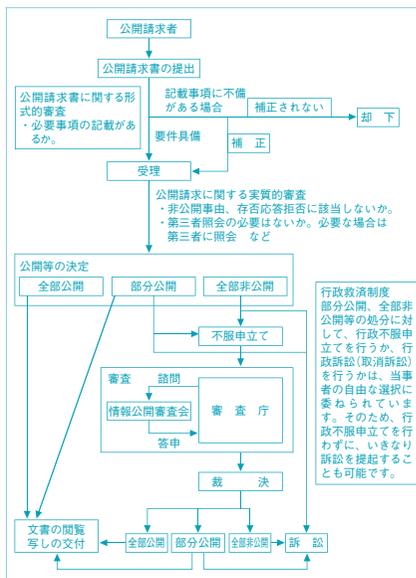


B6判・248頁 定価：本体2,400円+税



四日市市総務部次長兼総務課長
同志社大学法科大学院講師
松村 享 著

- 👍 開示請求の内容に応じて、公開か非公開の基準がわかる
- 👍 濫用的請求(大量請求、威圧的請求等)について法的視点・実務的視点双方の視点からの有効な対処法を解説
- 👍 改正行政不服審査法(平成26年法律68号)に対応



図表 2-2 情報公開手続の流れ



図表 2-1 情報公開請求における窓口での手続

1 情報公開手続の基本的な流れ

それでは、情報公開制度の具体的な説明に入っていきます。まず情報公開手続の基本的な流れを見ることが重要です。情報公開制度の全体像を把握したのちに、それぞれの手続で問題となることを詳細に見ていきたいと思います。

(1) 対象文書の特定・請求

情報公開制度を利用して行政機関が保有する情報を入力したいと思った場合、自治体が設けている情報公開窓口にて公開請求書提出しなければなりません。この請求書には、請求者の住所、氏名等のほか、どのような文書の公開を求めたいかを記入することとされています。ただし、住民にとって公開を求めたい行政情報を具体的に記入することはとても難しいため、一般的に請求書の記入前に自治体の担当者と相談をすることになります(図表2-1)。そして、請求文書を具体的に特定できればその文書名を記入することになりますが、文書名を具体的に特定できない場合には対象文書の範囲が特定できるように請求内容を具体的に記入しなければなりません。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 情報公開制度の基礎

- 1 情報公開制度の歴史
 - 2 情報公開制度と知る権利
 - 3 情報公開法と情報公開条例
 - 4 条文の重要性
 - 5 原則公開
- コラム 行政情報提供の2つの方法

第2章 情報公開手続の概要

- 1 情報公開手続の基本的な流れ
 - 2 情報公開請求権者
 - 3 営利目的の公開請求
 - 4 情報公開制度の対象となる行政機関
 - 5 対象文書について
 - 6 対象文書から除外されるもの
 - 7 記録媒体
 - 8 電子メールは情報公開の対象となるか？
- コラム 最高裁判決と下級審判決

第3章 行政情報の非公開

- 1 非公開事由の範囲
 - 2 非公開事由の法的性格
 - 3 非公開事由の具体的内容
 - 4 公益上の理由による裁量的公開
- コラム 個人情報か？ 法人情報か？

第4章 公開請求に対する決定手続

- 1 公開請求に対する決定
- 2 非公開理由等の附記
- 3 部分公開について
- 4 教示
- 5 第三者保護に関する手続
- 6 不存在決定について
- 7 存否応答拒否
- 8 公開決定等の期限とその特例
- 9 公開の実施

第5章 救済制度

- 1 不服申立て
- 2 行政事件訴訟
- 3 審査庁、裁判所の判断基準時

第6章 情報公開と自治体等の責任

- 1 自治体が負う損害賠償責任
- 2 情報公開と職員の責任(守秘義務との関係)
- 3 著作権法との関係

第7章 情報公開制度以外の情報請求

- 1 回答義務
- 2 損害賠償責任
- 3 職員としての注意すべき点は

第8章 濫用的な公開請求への対応

- 1 濫用的な公開請求の問題性
- 2 濫用的な公開請求への対応

第9章 個人情報保護制度

- 1 プライバシーの保護
 - 2 個人情報保護条例
- コラム 個人情報に対する本人による公開請求

おわりに

関連書籍のご案内

好評発売中!!

自治体職員のための
契約事務ハンドブック

B6判・248頁・定価 本体2,400円＋税
 監修：占部 裕典 (同志社大学法科大学院教授)
 田井 義信 (同志社大学法科大学院教授)
 著：松村 享 (四日市市総務部参事兼総務課長)

具体的事例を多く盛り込み、
やさしく丁寧に解説！

自治体職員のための
文書起案ハンドブック

B6判・208頁・定価 本体1,500円＋税
 著：澤 俊晴 (ひろしまね自治体法務研究会)

現役自治体職員が文書起案の
流れに沿ってやさしく解説！

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!